



補助金制度

チャレンジ留学

～HYOGO 若者「海外武者修行」応援プロジェクト～

高校生等・大学1年生共通

令和8年度 よくある質問

※令和8年3月下旬予定の県議会の予算議決をもって実施を決定
詳細は高校生等・大学1年生それぞれの募集要項をご覧ください。

令和8年2月
兵庫県産業労働部国際局国際課

よくある質問

- | | | |
|---|----------------|--------|
| 1 | プロジェクトの概要 | 2 ページ |
| 2 | プロジェクト内容と補助対象者 | 4 ページ |
| 3 | 補助対象経費 | 6 ページ |
| 4 | 補助金額・補助率 | 8 ページ |
| 5 | 補助件数 | 8 ページ |
| 6 | 補助対象期間 | 9 ページ |
| 7 | 応募手続き | 10 ページ |
| 8 | 補助金申請書類・添付書類 | 11 ページ |

1 プロジェクトの概要

1 HYOGO 若者「海外武者修行」応援プロジェクトとはどんな事業ですか？

留学先で個々の学びを深めるためにチャレンジする若者の皆さんを、兵庫県が官民協働で支援することで、若者の留学をより一層促進し、グローバルな視点・能力を育成していくプロジェクトです。また、兵庫県のアンバサダーとして、兵庫で学び、兵庫県の魅力を発信する活動を行うなど、国際的に活躍する若者の育成につなげていくものです。

2 プロジェクトに応募するためにはどうしたら良いですか？

高校生等・大学1年生等の皆さんが、**自分自身で留学計画を立案・作成して、高校生等は原則、在籍する高等学校を通じて、大学1年生等のご自身で直接参加申し込み**をしてください。安全が確保される地域であれば、制限はありません。

その際、皆さんの興味・関心に基づいて留学先での課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析するとともに周囲の人と協働しながら取り組むなど、世界水準に触れて、将来のキャリア形成に活かしてください。

3 留学にあたって、国の指定はありますか？

留学先の国・地域は安全が確保される地域であれば、制限はありません。

外務省の「海外安全ホームページ」※にて、必ず危険情報一覧及び留学希望先の危険レベルを確認してください。危険レベル2以上の国・地域への留学は補助対象外です。

危険情報が発出されていないところであれば、留学先の国・地域は問いません。**留学生個人や保護者の責任で渡航し、常に安全に関する情報収集のうえ、留学先では安全な行動をとってください。**また、留学先での安全確保の為、海外旅行傷害保険へは必ず加入して下さい。

※「海外安全ホームページ」等に関する詳細は、募集要項（高校生等対象、大学1年生等対象それぞれの2ページ目に記載）をご確認ください。

4 留学にあたって、言語の指定はありますか？

留学先の国・地域と同様に、言語を絞り込むことはありません。ただし、約1か月間にわたり、生活ができるかどうかも踏まえて、十分検討のうえ、判断してください。

5 留学計画の実施にあたり、準備はどうすれば良いですか？

留学先での活動や宿泊先等、留学に関する準備は自分自身で行ってください。計画の立案や宿泊先・航空券の手配等、留学計画の実施にあたって、**兵庫県が調整や助言等を行うことはありません。**

兵庫県は留学対象者が立案・実施した留学に係った経費のうち、対象となる経費に対して補助金を支給します。

6 兵庫県のアンバサダーとは何ですか？

兵庫県の魅力ある施設や特産品、文化や自身の出身地の特色、兵庫県の食文化等を海外で発信するとともに、帰国後もその経験を在校生や地域に伝える役割を担います。

7 兵庫県のアンバサダーは具体的に何をすれば良いのですか？

留学に先立って、**ご自身が興味・関心を持つ「ひょうごフィールドパビリオン」(兵庫県内の魅力ある施設や特産品等)**を複数体験していただき、**留学先で積極的に発信していただくことを課題**としています。

留学先で、兵庫県の文化や特色、魅力を紹介するなど、積極的な交流・発信を行ってください。また帰国後は、留学での様々な経験等を、在籍高校・大学や地域の学生・生徒等に伝えるなどの取り組みを行ってください。

8 留学はいつ頃を設定すれば良いですか？

高校生等や大学1年生等の皆さんが一定の時間を確保しやすいように、概ね令和8年7月1日から令和8年8月31日までの夏季休業期間中に留学を開始してください。

9 留学期間はどれぐらいの期間にすれば良いですか？

期間は約1か月となります。留学計画をたてる段階では、行程に無理のないように留意してください。

10 留学期間を1週間で組んでも良いですか？

チャレンジ留学は、留学先で貴重な体験・経験をしていただくことを支援するプロジェクトです。また、グローバルな視点・能力の育成、兵庫県のアンバサダーとして、兵庫で学び、兵庫県の魅力を発信する活動を行うなど、活動内容を行う上では、一定の日数が必要となると考えており、夏季休業期間を考慮しても、2～6週間程度を想定しています。そのため、日数については、留学の目的や内容など、十分チャレンジしていただける計画かどうかを含めて、選考させていただきます。

2 プロジェクト内容と補助対象者

1 どのような活動をすることが考えられますか？

以下の活動例から、あなたの「学びたい」「極めたい」分野を選択して取り組みを行ってください（他の分野や、組み合わせも可能です）。

また、並行して兵庫県のアンバサダー活動を必ず行ってください。

自身の興味・関心に応じた活動（例）	
スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツクラブに参加し、現地の競技を体験 ・プロ育成アカデミーに参加し、現地でスキルアップ 等
芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンススクールや音楽学校、美術学校等、現地で体験 ・ダンスチーム、有名楽団、アトリエ等、現地で実習 等
社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なボランティア活動や団体の活動等に参加 ・SDGs の課題解決や防災・減災の比較研究活動 等
地域産業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産品等を現地で発信し、現地で調査 ・農場等での実地研修に参加 等
ビジネス	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル企業やスタートアップ企業等でインタビュー ・最新テクノロジー施設等で調査研究 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記にかかわらず、自身で開拓して、学びたい、極めたい分野から応募してください。



兵庫県のアンバサダー活動（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・自作のチラシ、ポスターを配布し、兵庫県を PR ・兵庫県の特産品をつかった和食をふるまう ・留学先の学校の授業で兵庫県の魅力をプレゼン ・留学経験を在籍高校の生徒や地域の学生に伝える 等

ホームページ等で過去に当プロジェクトを活用して留学した方の留学の様子を動画・写真・インタビューにて紹介しています。

●ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kokusaikoryu/challengeryugaku.html>



●公式 Instagram

<https://www.instagram.com/hyogoabroad/>



2 誰が留学の対象になりますか？

次の方々が対象となります。その他にも要件がありますので、詳細は高校生等・大学1年生等それぞれの募集要項に記載していますので、必ずご確認ください。

【高校生等】

兵庫県内に所在地を有する国公立の高等学校等に在籍している高校生が対象です。あわせて、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の1～3年生の方も対象とします。

ただし、高校生等の生計維持者が応募締切日（令和8年4月24日）において、兵庫県内に住所を有する必要があります。

【大学1年生等】

兵庫県内に所在地を有する国公立の大学等に在籍している大学1年生が対象です。あわせて、高等専門学校の4年生の方も対象とします。

ただし、大学生等の生計維持者が応募締切日（令和8年4月24日）において、兵庫県内に住所を有する必要があります。

3 県内の高校・大学に在籍していれば、全員が支援の対象となりますか？

県内の高校・大学に在籍していても、留学対象者の生計維持者が兵庫県内に住所を有していない場合は、対象となりません。

このプロジェクトは、「兵庫で学び、グローバルな視点・能力を持ち、国際的に活躍する若者の育成」を目的としており、県内の高校に在籍している高校生等、県内の大学に在籍している大学1年生等を対象としています。

また、近隣府県に在住の方は当該府県で実施されている事業に参加することも可能なため、公平性を鑑み、生計維持者が兵庫県内に住所を有していることも条件としています。

4 生計維持者とは誰のことですか？

生計維持者とは、状況にあわせて、以下の方々になります。

- ① 父母がいる場合は原則として父母（2名）となります。
- ② 父又は母のみ（ひとり親）の場合は、原則、その方が「生計維持者」です。
- ③ 父母ともにいない場合は、高校生等及び大学1年生等本人の学費や生活費を負担している方（複数いるときは主たる負担者）1名が「生計維持者」となり、そのような方がいない場合や社会的養護を必要とする方（児童養護施設等の入所者等）などについては、独立生計とみなし、高校生等及び大学1年生等本人が「生計維持者」となります。

※ 上記①、②の場合、高校生等及び大学1年生等本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

※ 上記①で、生計維持者の一方が勤務地の関係（単身赴任等）で別居し、兵庫県外に居住している場合、もう一方の生計維持者の在住要件を満たすことができる場合は対象となります。

3 補助対象経費

1 補助対象となる経費は何ですか？

補助対象となる経費は、留学を行うための準備から、実際の滞在期間に必要な次の経費となります。

※ 留学先での安全確保の為、**海外旅行傷害保険へは必ず加入**して下さい。また、救済費用を含んだプランの加入を推奨しています。

経 費 (例)
・ 往復航空券（エコノミークラス1往復分に限る）
・ 留学計画の実施に必要な研修費、施設利用費 （現地語学学校の受講料・学費等を含む）
・ 宿泊費（ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用）
・ 海外旅行傷害保険 等

その他、旅券・査証取得手續諸費用、予防接種費、自宅から国際空港までの国内交通運賃（1往復分）、受入国の国際空港から受入機関先までの国内交通運賃（1往復分）、空港税、燃油サーチャージ及び出国手續諸費用等も対象となります。

以上の経費で補助金対象経費の合計額が50万円を超える場合、超過分の経費については、申請不要です。

申請例

経費	金額 (円)
海外往復航空券	150,000
現地学校受講料	200,000
ホームステイ費用	140,000
海外旅行傷害保険料	15,000
旅券・査証取得手續諸費用	11,300
合計	516,300

対象経費として
申請してください
(合計 505,000 円)

・・・申請不要です

2 補助対象にならない経費は何ですか？

以下の経費については、補助対象外となります。

対象外となる経費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 留学先現地での交通費 ※受入国の国際空港から受入機関先までの国内交通運賃（1往復分）を除く ・ 兵庫県の「職員等の旅費に関する条例」で規定する1泊あたりの宿泊費の超過分の額 ・ ひょうごフィールドパビリオンプログラム体験費用、交通費 ・ 兵庫県のアンバサダー活動に伴う経費（商品の購入代等） ・ 留学前研修会、帰国後報告会の参加交通費

また、以下の経費についても補助対象外となりますので、ご注意ください。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の目的に合致しないもの ・ 必要な経理書類を用意できないもの ・ 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の購入に係る経費 ・ 文房具、その他事務用品等の消耗品代 ・ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待などの費用 ・ 自家用車での移動に要する費用 ・ 各種キャンセルに係る取引手数料等 ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金 ・ 補助対象期間外に支払を行ったもの ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

ご不明な経費については、兵庫県国際課までお問い合わせください。

3 他の支援と重複して申請、補助を受けられますか？

県教育委員会が実施する他の補助金等、留学支援プログラム等との重複申請は可能です。

ただし、他で支給された項目に関する費用は、当プロジェクトの補助金から減額して支給されますので、ご注意ください。

また、これまでに当プロジェクト（旧名：高校生チャレンジ留学～HYOGO 高校生「海外武者修行」応援プロジェクト～）の支援を受けた方は支援の対象外となります。

4 留学先での活動に加え、語学学校等に通う費用も対象にできますか？

渡航先（海外）における「留学計画の実施に必要な研修費、施設利用費」を対象としており、渡航先（海外）における語学学校の受講料・学費等についても対象となります。

4 補助金額・補助率

1 補助金額はいくらですか？

補助金は、50万円を上限に、定額支給します。

補助金の申請は1申請者につき1回限りとして、高校生等は保護者に対し、大学1年生等は大学生本人に対して支給されます。

2 対象となる経費が80万円になった場合、補助金は増額されますか？

50万円を上限に、定額支給しますので、経費が50万円を超過した場合は、自己負担となります。

なお、対象となる経費が50万円に満たない場合は、その金額を上限に支給されません。

3 補助金はいつ支給されますか？

補助金は、申請者からの実績報告に応じて、留学後に後払いで支給されます。

なお、最終合格され、ご希望される場合は、海外往復航空券費用（1往復分）のみ、概算額を前払いが可能です。

5 補助件数

1 補助金は何件対象になりますか？

高校生等は **30件程度**、大学1年生等は **5件程度** を予定しています。

2 件数が多くないようですが、参加申込みしたら全て補助されますか？

受付期間内に応募された留学計画内容等を書類選考と面接選考で審査し、最終合格者を決定します。

応募者全員が合格するわけではありませんので、興味・関心に基づいて留学先での課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と協働したりしながら取り組むなど、世界水準に触れて、将来のキャリア形成に活かせる計画の提出をお待ちしています。

6 補助対象期間

1 いつからの経費が補助対象期間となりますか？

補助の対象期間は、令和8年4月1日から、留学終了日までとします。**補助対象経費の領収書・レシートの日付が令和8年4月1日以降～留学終了日の経費が補助の対象となります。**

※留学終了日とは、留学先から自宅まで一連の移動を行った場合の帰宅日とします。

また、留学活動内容や兵庫県アンバサダー活動とは直接関係のない活動を行った場合、その期間の経費は航空券代を含めて補助対象外になる場合があります。

補助対象外となる例

次の計画の7月26日のように、留学の行程前後に異なる目的の行程を含む場合等、留学活動内容や兵庫県のアンバサダー活動等を行っていないと判断される場合は、それに関係する経費は補助対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

7月25日	7月26日	7月26日	7月26日	・・・
自宅出発 →関西国際空港発 →〇〇国際空港着	■ ■ 島で観光 →〇〇国際空港発	→△△空港着 →ホームステイ先着	留学先での 活動開始	(以下略)

2 補助金はいつまでに申請すれば良いですか？

留学は、令和8年7月1日から令和8年8月31日までの概ね夏季休業期間中に開始することを想定していますが、**留学終了日の1ヶ月以内**に実績報告が必要ですので、実績報告に間に合うよう、支払いを終えてください。

7 応募手続き

1 応募に関する手続きはどのように行えば良いですか？

高校生等・大学1年生等それぞれ、手順及び応募先フォーム（URL）が異なりますので、以下の手順に従い、誤りのないように応募してください。詳細はそれぞれの募集要項をよくお確かめください。

応募登録と申込書類提出の期限と利用システムも異なりますので、ご注意ください。

【高校生】

① 高校生本人が Microsoft Forms から応募登録

（締切：令和8年4月24日（金）正午）

② 申込書類と留学計画概要パワーポイントを在籍校へ提出

③ 在籍校の担当者が 兵庫県電子申請システム「e-ひょうご」^{*}から書類提出

（締切：令和8年4月24日（金）午後5時）

※ 県立高校とそれ以外の高校（国立・市立・私立）では、申請先 URL が異なります。

※ 一律して必ず在籍校を通じて書類を提出してください。

【大学1年生】全て大学生本人が行ってください。

① 大学生本人が Microsoft Forms から応募登録

（締切：令和8年4月24日（金）正午）

② 大学生本人が 兵庫県電子申請システム「e-ひょうご」から書類提出

（締切：令和8年4月24日（金）午後5時）

2 応募書類は郵送での提出はできますか？

原則として、**郵送及び書類持込での応募はできません。**すべて当プロジェクト応募専用の電子申請システムから応募を行ってください。

なお、申込書・留学計画書・経費見込み一覧表は、当プロジェクトのホームページから様式をダウンロードのうえ、ワード形式のまま電子データで提出してください。

留学概要のパワーポイントは、スライド2枚とし、文字の大きさは12ポイント以上で、写真等画像を使用する場合は2つ以内で作成してください。パワーポイント形式またはPDF等、電子データであればファイル形式は問いません。

2 どのようなスケジュールですか？

令和8年2月下旬	募集要項等公表（県国際課ホームページ）
3月下旬	応募登録・申込書類提出受付開始
4月24日	正午 応募登録締め切り
4月24日	午後5時 申込書類提出締め切り
5月上旬	書類選考
5月下旬	面接選考（土日）
6月	留学前研修会、補助金交付申請
7～9月	留学
8～10月	補助金実績報告
11月以降	帰国後報告会

3 申込書類や補助金交付申請書類等はどこで入手できますか？

兵庫県国際課ホームページからダウンロードしてください。補助金申請に関する書類は、選考後の5月末以降に掲載し、合格された方へはメールでもお送りする予定です。補助金交付申請書類等については、変更となる場合があります。詳細は選考後に、別途ご案内します。

●ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kokusaikoryu/challengeryugaku.html>



8 補助金申請書類・添付書類

1 領収書の原本など、書類は返還されますか？

提出いただいた補助金交付申請書類や添付書類等は返却いたしません。もし、必要な書類がある場合は、コピー等で保存をお願いします。

2 領収書等の書類は原本を提出する必要がありますか？

補助対象経費を支払ったことを証するレシートまたは領収書は、必ず原本を添付してください。A4より小さいサイズの書類は、県が指定する様式に貼付してください。

3 領収書がとれない場合の対象経費はどのように申請したら良いですか？

領収書・レシートの提出がない場合、支払いの確認ができないため、補助対象経費として受付することはできません。必ず支払先に発行を依頼してください。

支払先から領収書・レシートを発行してもらえない場合のみ、クレジットカード払いや銀行振込み、ネットバンキングによる支払いの場合は、領収書の代わりとして以下の書類で申請可能です。

【クレジットカード払いの場合（①～③ 全て）】

- ①請求書や金額が確認できるもの（コピー可）
- ②対象となる経費の項目名が記載されているカード利用明細書（印刷したもので可）
※カードの名義人は「補助金申請者」本人であることが必要です。
申請者以外の個人名義カードは不可です。
- ③補助対象期間内にカードの利用金額の引き落としが確認できる通帳ページのコピー（電子通帳引き落とし明細でも可）

【銀行振込みやネットバンキングによる支払いの場合（①～② 全て）】

- ①請求書や金額が確認できるもの（コピー可）
- ②補助対象期間内の振込控え（印刷したもので可）
または
振込金額の引き落としが確認できる通帳のページのコピー（電子通帳引き落とし明細でも可）

いずれの書類も実績報告提出期限（留学終了日から1ヵ月以内）に提出できることが必要になります。

4 補助金申請書など、補助金に関する書類はどのように郵送すれば良いですか？

紛失等の事故を防ぎ、郵便物の追跡ができるように、必ずレターパックライトでの提出をお願いします。郵送される前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして、保管しておいてください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せには応じかねますのでご了承ください。（ご自身で郵便追跡サービスをご利用ください。）

書類のコピーや写真等を同封される場合は、申請者のお名前を裏面などに記載してください。

5 どこに郵送すれば良いですか？

宛先を以下のとおり、記載して郵送してください。

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県国際課交流企画班 宛